

【様式2】

平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2四半期)

(独立行政法人名: 農業・食品産業技術総合研究機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
研究本館エレベーター改修工事	食品総合研究所長 大谷 敏郎 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成27年8月20日	フジテック(株) 千葉県千葉市中央区中央1-11-1	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	21,989,880	21,600,000	98.23%	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
植物細胞破碎装置	中央農業総合研究センター所長 寺島 一男 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成27年9月28日	東新(株)つくば営業所 茨城県つくば市二の宮1-2-3	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	—	2,870,316	—	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
オンラインニュース・ソーシャルメディア等クリッピング及び配信サービス業務	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 橋本 政樹 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成27年7月24日	Meltwater Japan(株) 東京都渋谷区道玄坂2-25-12	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	—	1,404,000	—	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
小型汎用コンバインの試作	中央農業総合研究センター北陸研究センター北陸農業研究監 松村 修 (新潟県上越市稲田1-2-1)	平成27年7月29日	三菱農機販売(株) 埼玉県久喜市桜田2-133-4	会計規程第38条第1号	—	17,496,000	—	0	当該装置に必要なとする特許技術の実施許諾を受けている左記相手方しか対応することができないため。	19	
近畿中国四国農業研究センター(善通寺)井水給水設備改修工事設計及び監理業務	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 橋本 政樹 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成27年8月5日	(株)アイプラス設計事務所 大阪府大阪市中央区常盤町1-4-12	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	1,619,481	1,598,400	98.70%	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託業務	畜産草地研究所草地研究監 大同 久明 (栃木県那須塩原市千本松768)	平成27年8月20日	中間貯蔵・環境安全事業(株)北海道PCB処理事業所 北海道室蘭市仲町14-7	会計規程第38条第1号	—	20,472,480	—	0	当該業務を行えるのは環境省指定に基づく左記相手方のみであるため。	1	
機能性弁当製造業務	食品総合研究所長 大谷 敏郎 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成27年8月27日	インクロムプラス(株) 大阪府大阪市西淀川区御幣島1-6-7	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	—	12,938,400	—	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
加工米飯製造業務	食品総合研究所長 大谷 敏郎 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成27年8月27日	株式会社 JA加美よつばらドファ 宮城県加美郡加美町四日市場宇中荒井245-2	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	—	1,108,080	—	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
有材補助暗渠機カットソイラの試作機製造業務	農村工学研究所長 小泉 健 (茨城県つくば市観音台2-1-6)	平成27年9月7日	(株)北海コーキ 北海道北見市豊地22-4	会計規程第38条第1号	—	9,000,000	—	0	試作機製造にあたって、当該業者と共同特許出願中であるノウハウがなければ試作できないため。	19	
特定小電力無線対応測定器及び基地局製作、ならびに操作端末機器の製作業務	農村工学研究所長 小泉 健 (茨城県つくば市観音台2-1-6)	平成27年9月7日	(株)ウイジン 東京都世田谷区用賀2-12-14	会計規程第38条第1号	—	15,843,600	—	0	システムの改良を行うものであるため、著作権を保有するプログラム開発元以外では対応することができないため。	19	
温室管理棟ほか温室暖房設備点検整備業務	野菜茶業研究所長 本多 健一郎 (三重県津市安濃町草生360)	平成27年9月30日	津総合設備 三重県津市南中央2-26	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	—	1,274,400	—	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
靱殻燃焼バーナー試作1号機の製作	生物系特定産業技術研究支援センター所長 平野 統三 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成27年8月20日	静岡製機(株) 静岡県袋井市山名町4-1	会計規程第38条第1号	—	20,998,857	—	0	本試作に必要な技術の特許権として保有する当該契約相手方以外では履行できない内容であるため。	19	
平成26年度「海外からの侵入が危惧される重要家畜疾病の侵入・まん延防止技術の開発」委託研究	動物衛生研究所長 津田 知幸 (茨城県つくば市観音台3-1-5)	平成27年9月30日	タイ国畜産振興局タイ動物衛生研究所 50/2 Moo 3, Phahonyothin Road, Ladyao, Chatuchak, Bangkok 10900, Thailand	会計規程第38条第1号	—	2,000,000	—	0	共同研究グループ内の契約なので形式上随意契約に整理されるが、実際は再委託先も含めた共同研究グループ全体が企画競争による申請を行い外部有識者等で構成される審査会による審査の上で委託契約が行われており、実質的には競争性・透明性を確保している。	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成27年度に締結した契約のうち、平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
《競争性のない随意契約によらざるを得ない場合》	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	6
<b>ニ その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成27年度に締結した契約のうち、平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号に記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」